## 越監告示第 23 号

地方自治法第 199 条第 12 項の規定により、監査指摘事項の措置状況を次のとおり 公表する。

令和元年12月2日

越前市監査委員 塚﨑 正巳

同 田中 希世子

同 城戸 茂夫

記

1 監査対象及び執行期間

建設部 水道課 (定期監査) 令和元年8月21日(水)~8月23日(金)

## 2 措置状況

| 表 題   | 給水停止業務について   |
|-------|--|
| 監査の結果 | <指摘事項><br>料金滞納者に対する給水停止について、水道料金等滞納整理事務実施要綱第7条に係る執行通知書を送付したにもかかわらず、<br>平成30年12月、平成31年3~4月において延べ92件が実施されていなかった。本業務が水道課の基本的業務であることに鑑み、事務繁忙に伴う建設部内での業務連携のあり方も含め、適切な事務処理に努められたい。 |
| 措置の内容 | 指摘事項について、公平性、収納率向上の観点から、市水道料金等滞納整理事務実施要綱に基づき、適切な事務処理に努めてまいります。また、事務繁忙期の部内連携については、水道課の業務手順書に、必要時には建設部部内会議にて協議し対応する項目を追加し、一連の事務が滞ることのないよう努めてまいります。                             |